

四 不正者の処罰、責任者への引責辞職を即時行付しぬべきなり。

回答

事件に因りては、其の責任を以て之を分り行ひ得へキモノニシテ、既に夫々担当の処置了了セリ。

一 二病院、診療所の設備と擴張充備ナレ左し。

回答

近來患者、著シキ増加ニ促シテ二病院、診療所の設備、擴張充備ニ感ズル者、亦認ムル所ナルヲ以テ、他日財、政ノ許不場合ニ於テ擴張充備ヲ計ル可シ。

6. 11. 25
3274

券枚第五。

昭和六年十一月二十一日

警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏殿
社会局長 官殿
各府県長官殿 (八處存摺)

東京市電気局労働争議ニ関スル件 (第十七報、終結報)

要旨 (東京交通労働組合ニ合同セル旧東京電気労働組合及東京交通労働組合ハ其ノ、後日常斗争程度ノ運動ヲ為シ争議活動トシテ特に入レキモノナキ状態トナレリ)

標記争議ニ関シ旧東京電気労働組合ハ電力支部ニ於テ一部怠業等ノ行動ニ出テタルカ其ノ後六月十八日本部斗争委員会ヲ因權討議ノ結果怠業打テ切り斗争委員会解体シ決議シ日常斗争ニ依